

スペイン「歴史的記憶法」とカタルーニャ

遠藤 美純

The Historical Memory Law and Catalonia

ENDO Yoshizumi

はじめに

2007年スペインにおいて、いわゆる「歴史的記憶法」が成立した¹⁾。正式名称を「内戦および独裁期に迫害あるいは暴力を受けた人々のため、権利を承認し拡大し措置を定める法律」とするこの法律は、スペイン内戦およびフランコ体制下における迫害・暴力による犠牲者の名誉を回復し、その権利を補償することを目的としたものである。1936年7月の軍事蜂起より約70年を経て広く歴史の見直しが問われていたスペインにおいて、この法律の制定は勝者と敗者との「二つのスペイン」をめぐる大きな議論を呼んだ。

内戦期に共和国側に立ち、フランコ体制下で迫害を受けたカタルーニャは、この法律の制定における救済対象者を多く含む地域である。カタルーニャの左派地域政党である ERC（カタルーニャ共和左翼）や ICV（カタルーニャ・グリーン・イニシアティブ）はこの法律の制定に当初より取り組み、またその制定にはカタルーニャの民族主義的政党の連合である CiU（集中と統一）が重要な役割を果たした。ここでは「二つのスペイン」における、CiU のカタルーニャ民族主義とカトリックとの結びつきの特異性が論点となる。

本論ではスペインにおける歴史認識問題について、「歴史的記憶法」制定の経緯におけるカタルーニャ地域政党の取り組みと、その背景にあるカタルーニャにおける抑圧および反体制運動という過去とを通して言及したい。

1. スペインにおける歴史認識問題

スペインの20世紀は、象徴的な意味では1898年の米西戦争に敗北し、植民地キューバとフィリピンを喪失することから始まった。スペインにおける国内対立は深刻化・二極化し、プリモ・デ・リベラの独裁（1923年～）、第二共和制（1931年～）を経て、内戦（1936～1939年）にまで至った。内戦は死者と亡命者を合わせて100万人とも言われる過酷な被害をもたらした。内戦に勝利したフランシスコ・フランコ（1892-1975）を中心とするナショナリスト陣営は権威主義的な体制の確立に成功し、その体制は勝者と敗者との徹底的な差別構造の上に30年以上にわたって維持された。

1975年のフランコ死去の後、スペインは権威主義体制から民主主義体制へと平和裏に移行し、その成功は模範的・教科書的と評されてきた。だが、内戦およびフランコ体制下で既に多くのスペイン人の血が流されていたのであり、さらに、かつての勝者と敗者との「共存」のために、過去の迫害および暴力に関しては責任の追及はおろか認知さえもされなかった。内戦およびフランコ体制下の被害者の問題は棚上げされ続け、2010年の現在もスペインは「行方不明者」の数で、ポル・ポト政権下のカンボジアに次いで世界で二番目の国とも言われる³⁾。

そして、軍事蜂起から70年以上、民主化移行から30年以上経った現在のスペインにおいても、この歴史認識問題をめぐる対立の溝は深い。スペイン内戦勃発70周年に当たって、2006年にエル・ムンド紙が行ったアンケート調査によれば、1936年7月の軍事蜂起には正当性が欠けていたと答えた者が約半数であったのに対し、第二共和制下の混乱と暴力とに対しては正当性があったと擁護する者は約30%であった³⁾。フランコ体制について54%が内戦の敗者の犠牲に基づく勝者の体制であったとするのに対して、33%はフランコ体制を安定と平和をもたらした体制であったと考えている⁴⁾。フランコ体制が当時のスペイン国民に幅広い支持を得ていたと考える者はわずか16%に過ぎないに関わらず、なぜその体制が30年以上も続いたのかについて、57%が大半のスペイン国民が大勢に順応する態度を取ったからだと答えている⁵⁾。

2. 「歴史的記憶法」の制定とカタルーニャ地域政党

2004年のPSOE（社会労働党）サパテロ政権成立後、内戦およびフランコ体制下における迫害の犠牲者の尊厳とその歴史的記憶とを公的に回復していくことを求めるものとして、「歴史的記憶法」制定への取り組みがはじまった。内戦世代にとって残された時間が少なくなっていることを受け、その孫の世代による ARMH（歴史的記憶回復協会）の名誉回復・犠牲者遺体回収などの運動が大きな反響を集め、後押しをした。また、2003年のカタルーニャ議会選挙、2004年の国政選挙において、左派勢力が拡大したことも背景にあった。ただ、PP（国民党）のように制定そのものに反対する勢力もあり、国内を二分するかに議論が紛糾し、その法案が上程されたのはスペイン内戦勃発70周年となる2006年、それが制定されたのは2007年の暮れに至ってからである。

こうして制定された「歴史的記憶法」は、フランコ体制への公式な非難、内戦下における「政治的・イデオロギー的・宗教的理由による」裁判の非合法性の宣言、犠牲者の遺体発掘や身元確認の促進、公共空間からの1936年の軍事蜂起やフランコ体制のシンボルの撤去、研究・教育のための資料の収集と公開などを定め、歴史認識問題に大きく踏み込むものとなった。しかし、歴史的記憶への政治的介入を避けるという観点から、歴史的記憶に関する公的認知という当初の目的は果たされず、法律の正式名称に「記憶」という言葉は採用されなかった。

この法律の制定過程ではカタルーニャの地域政党が大きな役割を果たした。スペイン下院においてPSOEの議席数は過半数に満たなかったため、法案成立のためには左翼政党や民族主義政党との協力が必須だったためである。

第一はERCである。ERCは政府案の提出の遅れに対して、2005年にIU（統一左翼）ならびにICVとともに独自の法案を提出するなど、積極的にこの法案の制定に取り組んだ。とりわけ問題となった軍事裁判等の判決の「法的無効性」を求める議論では、IU-ICVが「非合法性」との文言で妥協したのに対して、ERCは妥協せず最終的に法案に対して反対票を投じた。共和

主義左派かつ独立を志向する民族主義政党である ERC は、フランコ体制下にあってもっとも過酷な迫害を受けた勢力の一つであった。第二共和政期から内戦期にかけて ERC の党首であり、ジェネラリタ首班を務めたリュイス・クパニス（1882-1940）は軍事裁判によって銃殺刑に処されたが、その法的根拠を認めるわけにはいかないという立場である。

第二は、ERC に代わって法律制定に支持を与えた CiU である。既に PSOE と IU が2007年4月の時点で、死刑執行に携わった者の氏名を秘匿する義務と同じ観点から、内戦の両陣営を同等に扱うような言及については削除することで合意していたが⁶⁾、8月末 CiU は法案の支持に当たって、共和国陣営における抑圧、さらにはそこでカタルーニャの民族主義者およびカトリック教徒に対する報復措置としての抑圧があったことに言及することを求めた。CiU は CDC（カタルーニャ民主集中）と UDC（カタルーニャ民主連合）からなる中道右派のカタルーニャ民族主義勢力の連合であるが、後者は第二共和制にまで遡る歴史を持つキリスト教民主主義政党である。CiU の主張は内戦の混乱期において、ナショナリスト陣営とは逆に、共和国陣営でカトリックの聖職者が迫害された過去に基づくものである。

ナショナリスト陣営による暴力とともに共和国側陣営による暴力をいかにとらえるのかという問題があるのは当然のことではあるが、そもそもこの法案は内戦およびフランコ体制期において敗者の立場にあり顧みられてこられなかった被害者の歴史的記憶の回復を目指すものであった。フランコ体制下において手厚く弔われてきた勝者に対して、敗者の側は弔いどころか、その認知さえはばかれたのである。その意味で双方が被害者でもあり、加害者でもあるかの平等主義的配慮は「歴史修正主義的」ととらえられかねないところがある。IU のガスパール・リャマサーレスはカタルーニャの政党が PP に取って代わると批判するとともに、共和国において行われた過度の行為と、フランコによる虐殺とは別の問題だと述べた⁷⁾。また、デ・ラ・ベガ第一副首相は、この法案は「内戦およびフランコ主義によって苦しんだ人々」に償うためのものであり、責任の範囲や歴史的判断を明らかにするものではないと述べた⁸⁾。

だが、カタルーニャの民族主義者およびカトリック教徒はその特異な立場

から、歴史認識問題が勝者と敗者という「二つのスペイン」に収斂されかねないことに異議を申し立てたのである。もちろん、そもそも軍事蜂起こそが国家の瓦解と混乱をもたらし、そのために共和国側での迫害が発生したとの解釈や、ナショナリスト陣営における組織的な虐殺と共和国陣営における不穏分子による突発的暴力とを対比するような解釈はありうる。しかし、こうした解釈についてその共和国陣営を擁護する立場は理解できるが、歴史的事実からの異論も多い⁹⁾。またそれが当事者の虐殺を容認する理由とはならないであろう。勝者と敗者という二分法を改めて強化することによって、そこから零れ落ちる記憶もある。

最終的に、法律の文言においては迫害および暴力の理由として挙げられていた「政治的理由およびイデオロギー的理由」に加えて、「宗教的信条による理由」という文言が付け加えられた。ただし、これは加害あるいは被害についてどちらか一方と取れるような記述ではなく、宗教的理由によって被害を受けた、あるいは同じ理由で加害を行ったとの双方で受け止められる記述になっている。その一方IU-ICVの主張によって「迫害が行われた陣営や地域を問わず」との文言が削除された¹⁰⁾。このような決着は法案を通すための数の論理による妥協の産物であり、CiUの主張はその意味でも政治的に批判されもした。しかし、この問題については、内戦およびフランコ体制下のカタルーニャにおける迫害と反体制運動とについて振り返っておく必要がある。

3. カタルーニャにおける迫害

共和国陣営に立っていたカタルーニャにとって、スペイン内戦におけるその敗北は過酷な時代の始まりであった。カタルーニャ民族主義は、共和主義や社会主義、反教権主義とともにフランコ体制にとって弾圧の対象であったが、1939年1月ヤグエ将軍がバルセロナを占領した際に軍とファランへ党員がその訓辞で「共産主義に対する十字軍ではなく、分離主義の鎮圧」だと表明したように¹¹⁾、カタルーニャ民族主義への弾圧は「赤」への弾圧以上にカタルーニャにおける弾圧を特徴づけるものであった。19世紀から20世紀にか

けてカタルーニャ民族主義がスペイン国民主義に先行したこと、その進展の中でスペインがキューバという植民地を喪失した経験とによって、スペイン国民主義を体現する勢力とりわけ軍にとって、カタルーニャ民族主義はカタルーニャを「第二のキューバ」とする運動であった¹²⁾。それを根絶しようとの企図は植民地主義の延長線上にあった。そして、他の地域と同様に特定のイデオロギーへの弾圧がなされたのはもちろんのこと、イデオロギーに関わらずカタルーニャ地域全体に対して抑圧政策が取られたため、カタルーニャ人とは見なされない人々をも含むカタルーニャ住民全体に不利益がもたらされさえしたのである。

カタルーニャにおける肅正は、スペインの他の地域における肅清と同様に労働組合や人民戦線に加わった政党、社会主義諸派などの指導者はもちろんのこと、カタルーニャ文化の活動で知られた者やただジェネラリタの業務に携わっていたという者にまで及んだ¹³⁾。特にバルセロナは1939年1月26日の占領後、内戦終結後の同年8月1日までスペイン全土で唯一特別占領体制下におかれ徹底した肅清が行なわれた。ジュゼップ・マリア・スレ・イ・サバテは、その肅清の規模について共同墓地や死亡届の裏づけを取り、証言を含む幅広い情報源にあたって、1953年までにカタルーニャにおいて3,385人の処刑が行われたと断定している。そのほぼすべてが軍事法廷で裁かれたが、処刑はとりわけ占領直後に集中し、その87.1%が1940年の終わりまでに行われた¹⁴⁾。肅清は内戦の延長にあったのである。もちろん、この数字については、スペインの他の地域と同様に内戦末期肅清を恐れて国外に亡命した者の数を考慮に入れる必要がある。内戦末期フランス国境に数十万人の亡命者が殺到し、戦後6カ月以内に帰国しなかった亡命カタルーニャ人は6,000人に達していたからである。

公職追放も徹底して行われた。ナショナリスト陣営によって解放されたはずのブルジョアジーもそのほとんどが地方行政から追放され、公的職務に従事することを禁止された。教育機関においてはすべての教員がその前歴を調べられ、カタルーニャ主義に関わった者はすべて罷免させられた。その後任にはスペイン人として申し分ないと認められた者が、カタルーニャ語の廃絶を目的としてカスティーリャ及びエストレマドゥーラ地方から派遣された。

その採用基準として重要だったのは、カタルーニャ語に対する無学と偏見であった¹⁵⁾。

カタルーニャ語はあくまでも一つの方言として扱われることになり、その使用は分離主義と同一視された。カタルーニャ語の公での使用は全面的に禁止され、カスティーリャ語の使用が義務づけられた¹⁶⁾。「フランコのように」話すこと、「帝国の言葉」を話すことが奨励された¹⁷⁾。公務員はカタルーニャ語を使用すれば解雇され、公教育での利用はもちろん、大学における研究の対象としてカタルーニャ語を扱うことさえ禁じられた。内戦以前は、年間700冊以上のカタルーニャ語で書かれた書籍、年間200誌以上の定期刊行物が出版されていたが、カタルーニャ語を用いた出版物は全面的に禁止された¹⁸⁾。ようやく規制が緩和された1946年においてもカタルーニャ語による書籍の出版はわずかに12冊であった¹⁹⁾。

文化や慣習に関しても、カタルーニャ的なものはカスティーリャ的なものへと置き換えられた。カタルーニャの伝統的音楽や祭は禁止され、祝祭日もカスティーリャ式に変更が加えられた。それは、まったく些細なことと思われるものにまで及び、カタルーニャにまつわる八つの記念碑が取り壊され、地名、通りの名前までもすべてカスティーリャ語表記に変更された。

このような政策は、カスティーリャ語のカタルーニャにおける公的用語としての地位を確かなものとし、カタルーニャ語の使用を私的な空間に制限させた。カスティーリャ語とカタルーニャ語の公私・上下の関係が固定される、ディグロッシーという言葉が指し示す用語としては適切であろう二重言語状態が生じたのである。このディグロッシー状態は、カタルーニャ文化の規制が1946年から徐々に緩和され、1962年に実質的に自由化することによって解消の方向へと向かったが、それでも公式なカタルーニャ語教育や、テレビ・新聞といったマス・メディアでのカタルーニャ語の利用が再開されたのはフランコ体制が終焉した後であった。

しかし、このようなカタルーニャの弾圧に対するカタルーニャ人の対応はさまざまであった。スペイン内戦の対立構造は軍事戦略上の結果、地理的に二分されていたが、その内部には当然その地理に区分されない相反する集団を内包していたからである。サルバドール・ジーナーは、カタルーニャにお

ける反体制運動の展開として 1) 無関心および市民的不服従, 2) 文化的カタルーニャ主義の推進, 3) 民主主義的, 経済的闘争, 4) 政治的合法性の代替案, の四つをあげているが²⁰⁾, もちろんナショナリスト陣営を積極的に支持した者もいた。1936年の選挙で右派選挙協力ブロックに属した地域主義連盟 (Lliga Regionalista) のように軍事蜂起を支持した人々や, 共和国の反教権主義の抑圧を受けたカトリック教会のように, フランコを解放者にとらえた人々である。他方、反体制勢力においては, アナキストのようにカタルーニャ民族主義やカトリックを敵視する勢力もあれば, 共産主義者のようにカタルーニャ民族主義との接点を保ちつづけた勢力もあった。カタルーニャの人々は多様で, 「カタルーニャ人である」ことはその紐帯とはなりえていなかったのである。

なお, 共和国陣営とカタルーニャの共和主義・自治主義も常に同一視されるものではない。分離主義者との非難はナショナリスト陣営に専らのものであるが, 同様の非難は共和国側においても根拠なく行われた。例えば内戦の展開に伴い状況が悪化すると, カタルーニャ主義者が共和国側から分離独立し, フランコと独自に和平を結ぼうとしているとの噂が度々流れた。多くのカタルーニャ人がマドリッド防衛に尽力したこと, 当時のカタルーニャにおいて分離独立主義者は政治的に周辺化された少数派であったこと, 1937年の5月事件以降は中央政府によってカタルーニャの治安が管理されていた状況などから, そのような可能性は存在しなかったにも関わらずである²¹⁾。カタルーニャにおけるカトリック的民族主義と共和主義的民族主義とは互いに相容れないものであったが, スペインという枠組みでは同じように差別される側の立場にもあったのである。

その中であって, カタルーニャのカトリック教会とそれに根ざした民族主義勢力との結びつきは特異な立場にあった。フランコ体制における「二つのスペイン」の対立軸の中でのそれぞれの扱いの相違のためである。

4. カタルーニャにおけるカトリック教会と民族主義

内戦およびフランコ体制下における粛清の犠牲者は、さまざまな研究によりナショナリスト陣営では最大150,000人（内戦後の犠牲者50,000人を含む）、共和国陣営では50,000から60,000人と推定されている²²⁾。その殺害の対象はナショナリスト陣営において共和主義者や社会主義者らであったのに対して、共和国陣営においては反革命的な体制的存在とされたブルジョアジー、ファンヘ党員、そして聖職者であった。

ジュゼップ・マリア・スレ・イ・サバテは、戦後カタルーニャにおける被害と同様に、内戦下のカタルーニャにおける虐殺行為に関する量的研究を行い、8,360人の被害者を確認している²³⁾。いわゆる人民法廷が制度化され、8,360の処刑のうちほぼ8,000が、裁判外のものであったことも指摘している。聖職者は内戦下においてスペイン全土で6,832人が殺害されたが²⁴⁾、カタルーニャでは1,541人が殺害されている²⁵⁾。カタルーニャの教会は内戦中に共和国陣営下において主にアナキストによって迫害された²⁶⁾。

スペイン内戦におけるカトリック／反教権主義の対立軸において、ナショナリスト陣営はカトリック教会の保護者であったために、教会はスペイン全体としてはフランコ体制を積極的に支持し、その思想的基盤の一つとなっていた。カタルーニャにおいてもこの点は同様で、共和国の反教権運動における直接の被害者であった経緯から、フランコを解放者としてその体制を支持していた。

ただし、迫害を受けたことがそのまま親フランコであるとは必ずしも限らない。ごく少数とはいえ、スペインにおいてもカタルーニャにおいても反フランコの聖職者は存在したし、共和国を支持した聖職者もいた。例えば、UDCの主要な指導者の一人であり、第二共和制期にジェネラリタの大臣や下院議員を務めたマヌエル・カラスコ・フォルミゲラ（1890-1938）は、教会およびカタルーニャ自治の擁護に尽力したカトリック系のカタルーニャ主義者であった。軍事蜂起後、キリスト教民主主義を貫きながら共和国を支持した彼は、反教権主義者に攻撃されながら共和国陣営における迫害の仲裁に

関わった。が、後にナショナリスト陣営に捕らえられ、ヴァチカンをはじめとする国際的な嘆願にも関わらず、「反乱」に荷担した罪で1938年4月に処刑されている²⁷⁾。スペイン主義／カタルーニャ主義、カトリック／反教権主義、ナショナリスト陣営／共和国陣営といった指標は、それぞれが単純に区分できるものでないとともに、その組み合わせも単純なものとは限らなかったのである。

そしてもう一つ重要な問題に、カタルーニャにおけるカトリックと民族主義との結びつきがある。カタルーニャにおける都市と農村との対立軸においては、カタルーニャのカトリック教会は農村における伝統的価値の基盤であり、伝統主義の立場からカタルーニャ文化を擁護してきた。そのため政府のカタルーニャ語禁止令には頻繁に背反した。これには、言語を奪われた教区のカトリック教徒に接近するという現実的な意図もあった²⁸⁾。スペイン政府は教会との協力関係が体制の維持に必要なために、教会に対しては政治的・経済的に寛容な政策をとっており、カタルーニャにおいても教会における文化運動を他の労働運動や共和主義者の勢力のように取り締まることはできなかった。

このような経緯から、教会には多くの伝統主義者、知識人、学生などが集まり、多くの文化グループが形成された。私的空間では日常的にカタルーニャ語が使用されていたとはいえ、1940年代から1950年代にかけてカタルーニャのカトリック教会は、カタルーニャ語を使用できる唯一の公的空間として、スペインにおいてもカタルーニャにおいても特別な地位にあった。特にオウレリ・M・エスカレー（1908-1968）が修道院長をつとめたベネディクト会のモンセラット修道院は、彼の庇護のもとカタルーニャ文化運動の象徴的存在となった²⁹⁾。エスカレーは1963年のル・モンド紙のインタビューで、スペイン国家とその共犯者たる教会がカタルーニャ民族を抑圧していると公然と非難し、国外追放されている。このようにカタルーニャのカトリック教会は、カトリックゆえに共和国にあって迫害の対象となり、ナショナリストによる解放・擁護の対象となったが、カタルーニャ民族主義と結びつくことによって反体制的な立場にもあったのである。後にCDCを組織し、CiUを率いてジェネラリタ首班となったジョルディ・プジョール（1930-）らの民族主義

的反体制運動もこの流れにあった³⁰⁾。

もちろん、このような図式的な説明や状況の説明によって、カタルーニャの民族主義者およびカトリック教徒の行動を類型化しきれるものではない。マヌエル・カラスコらのように、個々人の選択が重要な分岐ともなったからである。ただ、ごく少数とはいえ、立場やイデオロギーを超えて「スペイン人の中にも自らの良心に従って一方的に一つの陣営だけに与することなく、兄弟愛でもってスペインのために尽力した人々がいた」のである³¹⁾。

むすびにかえて

スペイン内戦およびフランコ体制下において、そもそもなぜあのような迫害が起こったのだろうか。また勝者と敗者の差別構造がここまで維持されてきたのだろうか。

1936年7月の軍事蜂起が当初は軍事介入による政権の交代を目指したものであって、共和国そのものの打倒を目指したものでなかったことはよく知られている³²⁾。軍事蜂起において掲げられた旗はそのほとんどが共和国の旗であり、いずれの旗を掲げるかという問題が解決したのは蜂起後1ヶ月以上も先のことであった³³⁾。また、例えばカタルーニャの「分離主義」に対する軍やファランへの強硬な非難についても、それが一枚岩であったわけではない。戦前にファランへは制限付きで地方自治を認め、そのイデオログであったホセ・アントニオに至ってはカタルーニャなどの地方の特異性を賞賛してみせさえていたのである³⁴⁾。

軍事蜂起の成功とまでは言えない状況、あるいは失敗とまでは言えない状況が、予期せぬ不幸を大規模にもたらしたのである。もちろん、このような偶然的要素は決定的な要素ではない。虐殺の被害はいずれの陣営においてもとりわけ軍事蜂起直後に集中している。内戦の進展によって憎悪が高まったことはもちろんだが、このことはその開始に至るまでに既に深刻な対立があったことを示している。左翼と右翼との排他的な二極化を生み、中道という選択肢の可能性を低下させ、軍事蜂起を起こす潜在的な状況を生み出しのは第二共和制の民主主義制度でもあった。その意味ではスペインにおける内戦は

双方において不幸をもたらした。戦争という形態が勝者と敗者という二つのスペインを決定づけ強化した。フランコ体制の基盤は迫害のみによって維持されたわけではなく、それに代わる体制の形成が極めて困難な状況に陥ってしまったとの現実的な認識のためでもあった³⁵⁾。先のエル・ムンド紙におけるアンケートにおいて、フランコ体制が幅広い支持を得ていないにも関わらず存続した理由について、大半のスペイン国民が大勢に順応する態度を取ったとの答えは、このことを示唆するものである。

そして、スペインの過酷な経験についてはもう一つ、植民地主義という文脈にも関わるが、スペインおよびカタルーニャの帝国としての振る舞いはもちろんのこと、スペインにおけるカタルーニャに対する植民地主義とともに、ヨーロッパにおいてスペインおよびカタルーニャが置かれた状況を考慮する必要もあろう。すなわち、ヨーロッパ諸国の不干渉を含む介入がスペインの内戦を激化させたことである。その後のフランコ体制の存続においても、ヨーロッパにおける国際政治が大きな影響を及ぼした。それを踏まえた上で、ヨーロッパの統合が内戦後におけるスペインの国民統合や民主化に正の側面を持っていたことが検討されるべきであろう。

軍事蜂起より70年、民主化移行より30年経ってもなお、スペインにおいて歴史をいかにとらえるのかをめぐる対立は深く交錯している。「歴史的記憶法」制定をめぐるさまざまな議論が行われたことによって、「スペインがいかに歴史と向き合うか」についてようやく向き合えたと言えるのかもしれない。またそれだけスペインの戦後が安定したとも言えよう。ただ、「歴史的記憶法」制定後の2008年総選挙において、その制定を積極的に推進してきたIUおよびERCが議席数を大幅に減らしたように³⁶⁾、厳しい経済状況のなかでこの問題に関心を持ち続けることの難しさも見受けられる。

現体制をどうとらえるのか、その前のフランコ体制をどうとらえるのか、内戦をどうとらえるのか、第二共和制をどうとらえるのかは、一連の問題である。第二共和制とフランコ体制との断絶と、フランコ体制と現1978年憲法体制との連続性は、スペインという国家において極めてアクチュアルな問題である。軍事蜂起およびフランコ体制について、その正当性をめぐる意見の相違の深さは、現体制の正当性の問題でもあるからである。ただその正当性

を認めるのはまずはスペインの国民である。犠牲者の名誉回復という必要条件を踏まえた上で、法技術的な側面はもちろんだが、政治的・社会的にはその形成のあり方によってこそ、国家・国民にその枠組みの正当性が付与されるのであろう。スペインにおける国民統合は今もその形成過程にある。

〈注〉

- 1) BOE - LEY 52/2007, de 26 de diciembre, por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la guerra civil y la dictadura. 黒田清彦「スペイン『歴史の記憶に関する法律』2007年12月26日法律第52号」『南山法学』32(1), 2008年。その成立をめぐるのは、飯島みどり「フランコと再び向き合うスペイン社会—『歴史的記憶の法』成立をめぐる—」『季刊 戦争責任研究』第59号, 2008年。加藤伸吾「スペイン『歴史記憶法』の成立過程(2004~2008年)」『外務省調査月報』2008年度/No. 4, 2009年を参照。
- 2) Salvador López Arnal, “Entrevista con Miguel Ángel Rodríguez Arias, investigador de Derecho Penal Internacional, en el Día Internacional de los Desaparecidos: Seguimos siendo el segundo país del mundo en cifras de desaparecidos, tan sólo por detrás de la Camboya de Pol Pot”, *Rebelión*, 30/08/2009, <http://www.rebelion.org/noticia.php?id=90703> (最終閲覧日2010年12月26日)。
- 3) *El Mundo*, 18/07/2006.
- 4) *El Mundo*, 23/07/2006.
- 5) *El Mundo*, 25/07/2006.
- 6) *El País*, 19/04/2007. 加藤, 前掲論文, 20ページ。
- 7) “Catalan party wants Republican massacres included in historical memory law”, *Olive Press Newspaper*, <http://www.theolivepress.es/2007/09/04/catalan-party-wants-republican-massacres-included-in-historical-memory-law/> (最終閲覧日2010年12月26日)。
- 8) *El País*, 01/09/2007. 加藤, 前掲論文, 22ページ。
- 9) Julius Ruiz, “Seventy Years On: Historians and Repression During and After the Spanish Civil War”, *Journal of Contemporary History*, Vol. 44 (3), 2009, pp. 460-463.
- 10) *El País*, 27/09/2007. 飯島, 前掲論文, 46ページ。
- 11) Norman L. Jones, “El problema catalan desde la guerra civil”, en Paul Preston (ed.), *España en crisis*, Madrid, 1976, p. 397.
- 12) Gabriel Cadona, *El poder militar en la España contemporánea hasta la guerra civil*, Madrid, 1983, p. 24.
- 13) 粛清の対象が自他ともに自明であったとは限らない。例えばカルレス・ラオーラのケースについては、ピエール・ヴィラル著、立石博高・中塚次郎訳『スペイン内

- 戦』白水社, 1993年, 137ページを参照。
- 14) Josep M. Solé i Sabaté, *La repressió franquista a Catalunya 1938-1953*, Barcelona, 2003, pp. 131, 249.
 - 15) Josep Benet, *Catalunya sota el règim franquista*, Barcelona, 1979, pp. 328-329.
 - 16) *Ibid.*, pp. 295-314.
 - 17) *Ibid.*, p. 297. Raymond Carr, *España 1808-1975*, Barcelona, 2000, p. 695.
 - 18) Josep Benet, *op. cit.*, pp. 261-265.
 - 19) カタルーニャ語の禁止政策及び, 禁止下の社会状況については, F. Vallverdú, *El conflicto lingüístico en Cataluña: historia y presente*, Barcelona, 1981, pp. 91-95を参照。
 - 20) Salvador Giner, *Social Structure of Catalonia*, Sheffield, 1984, p. 56.
 - 21) Albert Balcells, *El Nacionalismo Catalan*, Madrid, 1991, pp. 125-126.
 - 22) Julius Ruiz, *op. cit.*, p.450.
 - 23) Josep M. Solé i Sabaté, Joan Villarroya i Font, *La repressió a la retaguarda de Catalunya (1936-1939)*, vol. I, Balcerona, 1989.
 - 24) Antonio Montero Moreno, *Historia de la persecución religiosa en Espana 1936-1939*, Madrid 1961, pp. 761-4.
 - 25) Albert Manent, Josep Raventós I Giralt, *L'Església clandestine a Catalunya durant la Guerra Civil (1936-1939)*, Barcelona, 1984, pp. 28-29.
 - 26) 聖職者の虐殺は多くはアナキストによって行われたが, 他の組織に属した「急進的」な人々がそれを助長していた。Julio de la Cueva, “Religious Persecution, Anticlerical Tradition and Revolution: On Atrocities against the Clergy during the Spanish Civil War”, *Journal of Contemporary History*, Vol. 33 (3), 1998, p. 358.
 - 27) Josep Benet, *Manuel Carrasco i Formiguera, Afusellat*, Barcelona, 2009. ファン・ソベールニャ『スペインを解く鍵』平凡社, 1986年, 240-242ページ。鈴木昭一「カタルーニャ地域主義の政治的展開」宮島喬・梶田孝道編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂, 1991年, 191ページ。
 - 28) Albert Balcells, *op. cit.*, p. 142.
 - 29) 鈴木, 前掲論文, 174-175ページ。
 - 30) Fèlix Martínez, Jordi Oliveres, *Jordi Pujol: en nombre de Catalunya*, Barcelona, 2005, pp. 101-105.
 - 31) ソベールニャ, 前掲書, 236ページ。
 - 32) 色摩力夫『フランコ スペイン現代史の迷路』中央公論社, 2000年, 87-88ページ。Hugh Thomas, *The Spanish Civil War*, New York, 1994, p. 285.
 - 33) Boletín Oficial de la Junta de Defensa Nacional de España, Burgos 30 agosto 1936, Número 14, Decreto núm. 77.
 - 34) Stanley G. Payne, *Falange: A History of Spanish Fascism*, Stanford, 1961, p. 81. 小箕俊介訳『ファランヘ党—スペイン・ファシズムの歴史』れんが書房新社,

1982年, 106ページ。

- 35) Stanley G. Payne, *The Franco Regime 1936-1975*, Madison, 1987, p. 637.
- 36) 2008年スペイン総選挙では、優先権をもつ下院でPSOEが169議席を獲得し勝利を収めたが、PPも153議席を獲得し善戦した。この二大政党はともに5議席ずつ伸ばしたが、その一方ERCは8議席から3議席へ、IUは5議席から2議席へと議席数を減らした。主な地域政党はおおまかに言って現状を維持し、CiUは10議席から11議席へ、バスクのEAJ-PNVは7議席から6議席へという結果だった。
Elecciones a Cortes Generales 2008, <http://www.generales2008.mir.es/> (最終閲覧日2010年12月26日)。